

2021年11月29日

各 位

株式会社 神奈川銀行

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同
および「神奈川銀行サステナビリティ方針」の制定について

株式会社神奈川銀行（頭取 近藤和明）は、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言」への賛同を表明するとともに、新たに「神奈川銀行サステナビリティ方針」を制定しましたのでお知らせいたします。

記

1. TCFD 提言への賛同について

（1）賛同表明日

2021年11月29日（月）

（2）背景および目的

当行は2021年5月に「神奈川銀行SDGs宣言」を制定し、重点課題として「地域環境の保全」を掲げ、環境に配慮した企業活動とお客さまの環境保全の取組みを支援することにより、環境負荷低減と環境保全活動に取り組んでおります。

近年、地球温暖化により、異常気象や自然災害による被害が頻発化・甚大化しており、気候変動がお客さまや当行の経営基盤に与える影響は徐々に大きくなっています。

こうした状況を踏まえ、気候変動がお客さまや当行に及ぼすリスクおよび機会を分析・評価し、地域社会のカーボンフリー実現に貢献していくことが重要であるとの判断から、今般、当行はTCFD提言に賛同し、気候変動・環境問題への対応を強化していくとともに、TCFD提言を踏まえた気候変動に関連する情報開示の充実を図っていくことといたしました。

※TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言

- ・TCFDはTask Force on Climate-related Financial Disclosuresの略で、金融市場安定化の観点から、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受けた金融安定理事会（FSB）が設立した機関です。
- ・TCFD提言とは、すべての企業に対して、気候関連の「リスク」と「機会」を評価し、それらを経営戦略やリスク管理へ反映するとともに、財務上の影響を把握・開示することを推奨する、TCFDが公表した最終報告書のことです。

2. 「神奈川銀行サステナビリティ方針」の制定について

(1) 制定日

2021年11月29日（月）

(2) 内容

当行は、地域における持続可能な社会の実現と当行の持続的な企業価値向上の両立を図るため、サステナビリティに対する基本的な考え方を示すものとして「神奈川銀行サステナビリティ方針」を制定するとともに、サステナビリティに関する重要課題や取組方針等を継続的に議論し、実効性を高めていくための検討組織として、新たに頭取を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置いたしました。

神奈川銀行サステナビリティ方針

神奈川銀行は、経営理念に基づく金融仲介機能の発揮などの本業を通じて、当行を支えていただいているステークホルダーの皆さま並びに地域社会・環境への貢献と、当行の中長期的な企業価値の向上に取組み、社会・環境価値と経済価値の両立を目指す持続的経営の実現に努めてまいります。

以 上



< 本件に関するお問い合わせ先 >
 神奈川銀行 総合企画部
 TEL 045-261-2641